

滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正について

1. 背景

令和元年5月に公布されたデジタル手続法により、住民基本台帳法の改正が行われるとともに、住基ネットシステムの改修も行われ、住基ネットで戸籍の附票に記載されている情報も利用することができるようになる。

現在、滋賀県住民基本台帳施行条例別表において、住基ネットを利用することができるものとしている県庁内の事務においても、戸籍の附票に記載されている情報を住基ネットで検索できるようにするために、滋賀県住民基本台帳法施行条例を改正するとともに、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例を改正し、必要な規定の整備を行う。

住民基本台帳ネットワークシステム		
区分	住民票の情報 (本人確認情報)	戸籍の附票の情報 (附票本人確認情報)
住民基本台帳法で定める事務	既に利用可能	令和元年5月のデジタル手続法により利用可能 (令和6年5月末までに施行予定)
滋賀県住民基本台帳法施行条例で定める事務	既に利用可能	今回の条例改正により利用可能 (令和6年5月末までに施行予定)

2. 改正内容の主な概要

(1) 滋賀県住民基本台帳法施行条例

- 戸籍の附票に記載されている情報（以下「附票本人確認情報」という。）の利用・提供に関する安全確保のために必要な対策等を追加（第2条）
- 県が保存する附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）を知事部局で利用することができる事務に関する規定を追加（第3条）
- 都道府県知事保存附票本人確認情報を知事部局以外の執行機関へ提供する事務に関する規定を追加（第4条）
- 知事部局以外の執行機関へ都道府県知事附票本人確認情報を提供する方法について規定を追加（第5条）
- 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供の状況の公表に関する規定を追加（第6条）

(2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会条例

- 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を、附票本人確認情報の保護に関する審議会とするための規定を追加（第2条）
- 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会が附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議等するための規定を追加（第3条）

3. 施行日

デジタル手続法の該当部分の施行日（令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日）※令和6年5月末までに施行予定

滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正に伴い、都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供に係る事務等を定めるとともに、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を附票本人確認情報の保護に関する審議会とするため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成 31 年滋賀県条例第 5 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正

ア 県は、附票本人確認情報の利用および提供に関し、附票本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施することとします。（第 1 条による改正後の第 2 条関係）。

イ 都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる事務を定めることとします。（第 1 条による改正後の第 3 条関係）

ウ 都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務を定めることとします。（第 1 条による改正後の第 4 条関係）

エ 知事以外の執行機関への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法を定めることとします。（第 1 条による改正後の第 5 条関係）

オ 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表することとします。（第 1 条による改正後の第 6 条関係）

(2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正

ア 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、附票本人確認情報の保護に関する審議会とすることとします。（第 2 条による改正後の第 2 条関係）

イ 審議会は、知事の諮問に応じて、附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこの事項に関して知事に建議することを担任することとします。（第 2 条による改正後の第 3 条関係）

(3) その他

ア この条例は、改正法附則第 1 条第 10 号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条 省略 (県の責務)	第1条 省略 (県の責務)
第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「 <u>本人確認情報</u> 」という。）の利用および提供に関し、 <u>本人確認情報の安全確保</u> のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。 (<u>本人確認情報の利用に係る事務</u>)	第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報および法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報（以下「 <u>本人確認情報等</u> 」という。）の利用および提供に関し、 <u>本人確認情報等の安全確保</u> のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。 (<u>本人確認情報等の利用に係る事務</u>)
第3条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。 (<u>本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務</u>)	第3条 法第30条の15第1項第2号および第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。 (<u>本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務</u>)
第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「 <u>知事以外の執行機関</u> 」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。 (<u>知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法</u>)	第4条 法第30条の15第2項第2号および第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「 <u>知事以外の執行機関</u> 」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。 (<u>知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法</u>)
第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による <u>法第30条の8</u> に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「 <u>都道府県知事保存本人確認情報</u> 」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回	第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による <u>法第30条の6第4項</u> に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「 <u>都道府県知事保存本人確認情報</u> 」という。）の知事以外の執行機関への提供および法第30条の44の6第2項第2号の規定による <u>法第30条の41第4項</u>

線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

（利用および提供の状況の公表）

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

付則および別表 省略

に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

（利用および提供の状況の公表）

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報および都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

付則および別表 省略

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略 (設置等)	第1条 省略 (設置等)
第2条 省略 2 審議会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。	第2条 省略 2 審議会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会 <u>および同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会</u> とする。
3 省略 (担任事務)	3 省略 (担任事務)
第3条 審議会は、次に掲げる事務を担任する。 (1)から(7)まで 省略 (8) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法 <u>第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する事項</u> について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。 (9)および(10) 省略	第3条 審議会は、次に掲げる事務を担任する。 (1)から(7)まで 省略 (8) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法 <u>第30条の40第2項に規定する本人確認情報の保護に関する事項</u> および <u>同法第30条の44の13において読み替えて準用する同項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項</u> について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。 (9)および(10) 省略
第4条から第22条まで 省略	第4条から第22条まで 省略

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。ただし、第3条第6号に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理する。

第24条以下 省略

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。ただし、第3条第8号に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理する。

第24条以下 省略